

| |
|---------------------------------------|
| 北大阪労働基準監督署 記者発表 平成 28 年 2 月 4 日 |
|---------------------------------------|

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 大阪労働局北大阪労働基準監督署 電話 072-391-5827 |
|--------|--|

労災保険不正受給者の刑事告発について

平成28年2月4日北大阪労働基準監督署（署長 早川 保子）は、虚偽の内容の書面の提出による詐欺で、四條畷市に所在する31歳男性を四條畷警察署に刑事告発した。

1 刑事告発の概要

- (1) 被告発人は、平成24年6月22日に、四條畷市に所在するA事業場において勤務中に業務上災害で下肢を負傷し、平成24年6月22日から平成25年7月22日までの396日間、休業を要したとして、労働者災害補償保険法第14条に基づく休業補償給付金の支給を受けた。
- (2) しかし平成25年4月22日から平成26年8月31日までの間、門真市に所在するB事業場で就労して賃金を受領していたにもかかわらず、いまだ休業しているように装い休業補償給付の支給を受けようと企て、平成25年5月31日、北大阪労働基準監督署長に対し、休業していて無収入であるものとして虚偽の記載をなした休業補償給付請求書を提出し、この給付金509,128円を騙取したものである。

2 関係法令について

詐欺（刑法第246条第1項）